

柏市立風早南部小学校 いじめ防止基本方針

柏市立風早南部小学校

令和2年8月21日

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、おこった場所は学校の内外を問わない。

2 基本的な考え方

- ① いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であるとの認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを考えて行われなければならない。
- ② いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることができるよう進める。
- ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

これらを踏まえ、次の5点をいじめ防止のための基本姿勢とする

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の有用感を高め、自尊感情や他者をいつくしむ心を育てる教育活動を展開する。
- (3) いじめ早期発見のため、日々の児童の観察やアンケート調査を行う。
- (4) いじめ早期解決のため、安全対策を含め組織的に対策を講じる。
- (5) いじめの早期発見・早期解決のため、関係機関との連携を密にする。

3 基本的な取組

(1) いじめの防止にむけての日常的な取組

生徒指導基本方針を踏まえた実践

○発達段階に応じた確かな児童理解と教育相談を重視した生徒指導体制の確立

ア 児童理解・教育相談に関する教職員研修の充実

イ 教育相談期間の設定 スクールカウンセラーとの連携

ウ 生徒指導部会、いじめ防止対策委員会の効果的な開催

エ 学校生活アンケート等の計画的な実施

○豊かな人間関係づくりの推進

ア 道徳の授業の充実 個々の価値観の相互理解 判断力の育成

イ 豊かな人間関係づくりに関わるピア・サポートなどの計画的な実施

ウ 社会性を育む奉仕・体験活動の展開

○生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開

ア わかりやすい授業の展開

イ 授業研究の充実，教職員の力量向上

○学校と家庭・地域・関係機関等が連携・協働できる体制づくりの推進

ア 保護者への啓発のための機会の充実 ～家庭訪問，ミニ集会，懇談会等の活用～

イ 市教育委員会児童生徒課，警察等関係機関との連携

ウ いじめ防止対策委員会への校外委員への招聘

(2) いじめの早期発見に向けての取組

○児童の出すサインを見逃さない。

表情，言動，特定の児童への対応，学級の雰囲気，交友関係の変化

○早期発見のための方法

観察，情報収集，客観的な理解，

○教師用チェックリストの活用

○家庭用チェックリストの活用

○生活アンケートの活用

○教育相談期間の活用

○職員会議，研修，生徒指導部会，いじめ防止対策委員会の計画的な開催

(3) いじめへの措置～早期対応，早期解決に向けて～

<いじめられた児童への対応>

① 一次対応：緊急対応

ア 事実関係の正確な把握

イ 安全確保と全面支援（心のケアを含む）

ウ 関係者，保護者への報告・連絡・相談，教職員間の共通理解

② 二次対応：短期対応

ア 支援体制の確立

保護者，関係機関等との連携，当該児童への支援体制の確立

いじめ防止対策委員会

③ 三次対応：長期対応

ア 対人関係能力の向上と集団への適応促進

<いじめた児童への対応>

① 一次対応：緊急対応

ア 事実関係の確認

イ 関係者，保護者への報告・連絡・相談，教職員間の共通理解

- ② 二次対応：短期対応
 - ア 指導方針の立案と共通理解
 - イ 謝罪，事後指導等
- ③ 三次対応：長期対応
 - ア 規範意識の醸成と人間関係づくりの改善

<重大事案への対応>

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は，速やかに次の対応を行う。

- ① 大事態が発生した旨を，柏市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上，該当事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査をする。
- ④ 調査結果については，いじめを受けた児童・保護者に対して，事実関係，その他必要情報を適切に提供する。
- ⑤ 教職員間の共通理解を密にし，組織としての対応を行う。

*出席停止を視野に入れざるを得ない状況については，いじめ防止対策委員会や生徒指導部会で十分話し合いをもつとともに，教育委員会と十分な協議を行う。

4 校内組織

- ① 職員会議：定例月1回
- ② 生徒指導部会：定例月1回
校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，養護教諭，教育相談担当，特別支援教育担当，各学年1名
※いじめやいじめにつながる事案については毎月の部会で共通理解を図る。
- ③ いじめ防止対策委員会：緊急時・事案発生時
生徒指導部会員，教育委員会児童生徒課担当，スクールカウンセラー

5 年間計画

	会議研修，アンケート等
4月	前年度との引き継ぎ
5月	月初めアンケート
6月	月初めアンケート 学校生活アンケート（1学期柏市いじめ状況調査） 教育相談週間
7月	月初めアンケート アンケート・教育相談の結果の共通理解と対応 Q-U 調査 情報モラル教育「インターネットと携帯電話の正しい使い方」について（6年）
8月	児童理解等に関する研修 Q-U の分析・活用に関する研修
9月	月初めアンケート
10月	月初めアンケート
11月	月初めアンケート 学校生活アンケート実施（2学期柏市いじめ状況調査） 教育相談 Q-U 調査

1 2月	月初めアンケート アンケート・教育相談の結果の共通理解と対応 Q-U の分析
1月	月初めアンケート
2月	月初めアンケート 学校生活アンケート実施（3学期いじめ状況調査） 教育相談
3月	アンケート・教育相談の結果の共通理解と対応 1年間のまとめと次年度への方針

学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

（柏市指導課配布資料より）

- 全ての学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。
- 全ての学校は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設ける。
 - ・ いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要。
 - ・ いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し組織的に対応。

（1）いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気づくりを行う。
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・ いじめと認知される件については、発覚から事後指導に至る経過を教職員間で共通理解を図る。

《養護教諭》

- ・ 学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導担当教員》

- ・ いじめの問題について生徒指導部会や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。

《管理職》

- ・ 全校集会等で日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気づくりを行う。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組んでいるかを確認する。

- ・ 児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・ いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進（例：児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）。

（２）早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 休み時間での児童との雑談を通じて交友関係や悩みを把握する。
- ・ アンケート調査や個人面談を行い実態把握に努める。
- ・ 毎学期教育相談を行い、児童の悩みの解決に努める。

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉えて悩みを聞く。

《生徒指導担当教員》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・ 休み時間や放課後に校内巡視を行い、子供が生活する場の異常の有無を確認する。

《管理職》

- ・ 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

（３）いじめに対する措置

① 情報を集める

《学級担任等，養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）。
- ・ 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・ その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等の配慮を行う。
- ・ いじめた児童生徒が複数いる場合は、時間差が出ないようにかつ個別に聞き取りを行う。

《「いじめの防止等の対策のための組織」（以下、「組織」という）》

※ いじめ防止対策推進法第２２条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・学識経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の

実情に応じて決定。

- ・ 教職員，児童，保護者，地域住民，その他からいじめの情報を集める。
- ・ その際，得られた情報は確実に記録に残す。
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず，いじめの全体像を把握する。

② 指導・支援体制を組む

《「組織」》

- ・ 正確な実態把握に基づき，指導・支援体制を組む（学級担任等，養護教諭，生徒指導担当教員，管理職などで役割を分担）。
 - いじめられた児童生徒や，いじめた児童生徒への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても，いじめの疑いがある行為には，早い段階からの的確に関わりを持つことが必要。
- ・ 児童生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに所轄警察署に通報し，適切に援助を求める。
- ・ 現状を常に把握し，随時，指導・支援体制に修正を加え，「組織」でより適切に対応する。

③-A 子どもへの指導・支援を行う。

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき，指導・支援を行う。

《いじめられた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに，いじめられた児童生徒に対し，徹底して守り通すことを伝え，不安を取り除く。
- ・ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家族，地域の人等）と連携し，いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど，自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめた児童生徒への指導に当たっては，いじめは人格を傷つけ，生命，身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて，いじめた児童生徒を別室において指導したり，出席停止制度を活用したりして，いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は，所轄警察署等とも連携して対応。
- ・ いじめた児童生徒が抱える問題など，いじめの背景にも目を向ける。
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習，進路，家庭の悩み等）があっても，いじめに向かうのではなく，運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして，いじめは絶対に許されない行為であり，根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめを見ていた児童生徒に対しても，自分の問題として捉えさせるとともに，いじめ

を止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

- ・ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

《「組織」》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学識経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

③-B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。